

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会(第3回) 議事概要

日時：平成29年4月11日(火) 15:00～15:40

場所：中央合同庁舎4号館 特別第4会議室

【議事】

- (1) 実務者協議会検討結果について～報告書・ガイドラインについて～
- (2) 関係省庁等におけるデジタルアーカイブに関するこの一年の進捗及び2020年に向けた取組について
- (3) デジタルアーカイブに関する中期推進策について

【概要】

(議長挨拶)

○増田議長より開会の挨拶がなされた。2020年に向け、デジタルアーカイブの取組を加速化していく必要がある旨、述べられた。

(議事)

(1) 実務者協議会検討結果について～報告書・ガイドラインについて～

○知財事務局より、資料1-1～資料1-5に基づき説明。概要は以下の通り。

・実務者協議会において、2か年に渡る議論を行い、その結果として、「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」と「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を取りまとめた。

・「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」は、①分野・地域コミュニティに「つなぎ役」を設置、「つなぎ役」によるメタデータ集約等の取組を支援、②各アーカイブ機関のデジタルコンテンツの拡充等の取組を支援、③国として分野横断統合ポータル(「ジャパンサーチ(仮称)」)を構築、④公的機関を中心としたデジタルアーカイブの連携と公開の推進、⑤産官学で課題・解決策を共有するためのフォーラムの開催といったことを行う必要性など、主に今後の国の取組の方向性を提示したものである。

・「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」は、①目録・所在等情報(メタデータ)の必須項目の内容とその完全オープン化(CC0)、②デジタルコンテンツの利用条件表示に関するルール化といった主に各アーカイブ機関が行うべきメタデータの取扱いや利用条件表示について提示したものである。特に公的機関のもの又は公的助成により生成されたデジタルコンテンツの利用条件としては、オープン化(CC0又はCC BY)を求めている。また、③アーカイブデータの活用者による、付加価値情報のデータ提供者へのフィードバックや情報間の関連付けといった、活用者やつなぎ役が行うべき取組についても提示されている。

(2) 関係省庁等におけるデジタルアーカイブに関するこの一年の進捗及び 2020 年に向けた取組について

○総務省、文科省、経産省、国立国会図書館より、資料 2-1～資料 2-4 に基づき説明。概要は以下の通り。

- ・総務省より、デジタルアーカイブ支援ネットワーク (DAN) によるワークショップの開催、放送コンテンツのアーカイブ化の現状等が紹介された。
- ・文科省より、メディア芸術・文化財分野におけるデジタルアーカイブの取組、著作物等のアーカイブ化の促進についての取組が紹介された。
- ・経産省より、一元的なコンテンツ情報の発信、コンテンツ海外流通基盤の整備等が紹介された。
- ・国立国会図書館より、国立国会図書館サーチと各アーカイブの連携状況、国の分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ (仮称)」公開までにやるべきこと等について説明された。

(3) デジタルアーカイブに関する中期推進策について

○知財事務局より、資料 3 に基づき説明。概要は以下の通り。

- ・デジタルアーカイブ中期推進策として、国の分野横断統合ポータルの実現、メタデータの公表促進、コンテンツの利用条件表示などの課題について、実現までの年限とその方法について説明された。

(議長挨拶)

○増田議長より閉会の挨拶がなされた。知財事務局としては、今回の報告書・ガイドラインの内容を、今後策定する「知的財産推進計画 2017」に反映させた上で、デジタルアーカイブに関する施策の加速化に努めていく旨及び関係省庁等においても、引き続きのご協力とご尽力のほどをお願いする旨、述べられた。

以上